

川口市サッカー協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、川口市サッカー協会と称す

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を会長の指定する場所に置く

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、市民体位の増強とスポーツ精神の高揚を図るとともに加入チーム相互の協調をはかり、併せて相互の親睦を深めることを目的とする

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達する為に次の事業を行う

1. 市内のサッカー競技を統轄し連絡提携を図る
2. 市内におけるサッカー競技を普及奨励し、各競技団体の強化育成を図る
3. 市内における各種大会を開催する
4. 指導者及び審判員の強化育成を図る
5. その他目的を達成する為に必要な事業

第3章 種別委員会・各種連盟

(種別委員会)

第5条 本協会は、次に掲げる種別を市内で統括する加盟チーム及び各種連盟統括する委員会（以下「種別委員会」という）を置く

- (1) 第1種委員会 年齢を制限しない選手により構成される加盟チーム及び各種連盟統括する委員会
 - (2) 第2種委員会 満18才未満の選手により構成される加盟チーム及び各種連盟統括する委員会
ただし高等学校在学中の選手は、この年令制限を適用しない
 - (3) 第3種委員会 満15才未満の選手により構成される加盟チーム及び各種連盟統括する委員会
ただし中学校在学中の選手は、この年令制限を適用しない
 - (4) 第4種委員会 満12才未満の選手により構成される加盟チーム及び各種連盟統括する委員会
ただし小学校在学中の選手は、この年令制限を適用しない
 - (5) 女子委員会 女子の選手により構成される加盟チーム及び各種連盟統括する委員会
 - (6) シニア委員会 満40才以上の選手により構成される加盟チーム及び各種連盟統括する委員会
 - (7) フットサル委員会 (財)日本サッカー協会基本規定フットサル登録規定により登録された選手で構成される加盟チーム及び各種連盟統括する委員会
2. 各種別委員会に委員長を置く、委員長は会長を任命する

3. 各種別委員会は、会長、理事長、理事、委員長及び各種連盟代表者 各1名で構成する
(各種連盟)

第6条 各種別に年齢、性別等で区別される連盟を置く

第1種・・・社会人サッカー連盟

第2種・・・高等学校体育連盟サッカー専門部
クラブユース連盟

第3種・・・中学校体育連盟サッカー専門部
クラブユース連盟

第4種・・・少年連盟

女子・・・女子連盟

シニア・・・シニア連盟

フットサル・・・フットサル連盟

2. 各種連盟は、毎年度、次の書類を届けなければならない

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書
- (5) 総会資料
- (6) 規約、規程その他規則
- (7) その他必要な書類

第4章 役員

(役員)

第7条 本協会に次の役員を置くことができる

1. 会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名
2. 会計理事2名または3名
3. 監事2名または2名

(評議員)

第8条 評議員は、第5条に定められた各種別団体に登録する各チームの代表者として1名を選出する
(理事)

第9条 理事は、選任理事及び特別理事で構成される

2. 選任理事は、各種別団体登録チーム数の比率に応じて各種別団体より選任する
3. 特別理事は、市内学識経験者で各種別登録団体の活動に貢献し、尚且つ選任理事5名以上の推薦により選任される

(役員を選任)

第10条 理事の互選により会長、副会長及び、理事長、副理事長を選任し評議員会で承認を得る

2. 会計理事及び監事は、理事の互選により選出され、評議員会の承認を得て会長がこれを委嘱する

(役員職務)

第11条 会長は協会を代表し会務を総理する

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時はその職務を代理する
3. 理事長は理事会の決議に基づき会務を掌理するとともに、本協会の会計業務を監理する
ただし、会務に関し緊急を要する事項については専決することができる
この場合は、次の理事会に報告し承認を得なければならない
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代理する
5. 会長は損害補償保険締結を理事長に委任できる

(会計理事職務)

第12条 本協会の会計業務を適正に管理執行する

(監事職務)

第13条 本協会の会計を監査する

(各種連盟支援)

第14条 第4条に規定される事業目的を達成するため、本協会役員を各種別団体に派遣することができる
また、事業目的達成のため派遣先種目別団体の運営指導に携わる時は、派遣先種目別団体役員を兼任することができる
この場合、理事会において理事現在数の2分の1以上の承認を必要とする

(役員任期)

第15条 本協会の役員任期は2年とする ただし、再任は妨げない

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする

(役員解任)

第16条 役員が次に該当するときは、理事会において理事現在数の2分の1以上の議決により解任することができる
でき、理事会はこれを評議員会に報告する

- (1) 第9条第1項の理事役員については、所属団体又は組織を離れた時
- (2) 第9条第2項理事役員については、各種別登録団体の活動支援を離れたと判断された時
ただし、この解任については、選任理事現在数の3分の2以上の同意を必要とする
- (3) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (4) その他役員たるに相応しくない行為及び本協会の不名誉となる行為をしたと認められるとき

第5章 会 議

(評議員会)

第17条 評議員会は本協会の最高議決機関であって評議員、会長、副会長、理事長、会計理事、総務理事、理事、監事で構成する

2. 評議員会は会長が招集し、その議長になる
3. 評議員会は次の事項を決議する
 - (1) 毎年度の事業計画及び予算
 - (2) 毎年度の事業報告及び決算
 - (3) 役員選出

- (4) 規約の改正
- (5) その他理事会の諮問に応じ本協会の業務に関する重要事項

(理事会)

第18条 理事会は本協会の事業推進機関であり、必要に応じ開催する

2. 理事会は、理事長が招集し、その議長になる
3. 審議事案において必要とする役員に出席を求めることが出来る
4. 理事会は、評議員会から委任された事項及び評議員会に提出する事項並びに協会規約に定める事項のほか、事業推進上必要と認められる事項を審議する
5. 第14条に規定する支援派遣役員の選任をする
6. 第15条第2号の規定による、補欠または増員する役員についての選任事項に関する事
この場合、協会運営に支障が生じることから理事会専決事項とすることができる
ただし、第10条に定められた役員選任事項を遵守し、規定どおりの報告義務を負う
7. 本協会の業務推進に伴う各部会役員の指名選任に関する事

(会議の成立)

第19条 評議員会、理事会は、それぞれ定数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない
ただしあらかじめ書面をもって委任をした者は出席者とみなす

(議決)

第20条 評議員会、理事会の議事は出席者の3分の2を以上の賛成を得て採決される 賛否同数の時は議長がこれを決定する

第6章 会 計

(会 計)

第21条 本協会の経費は、次の掲げるものをもって支弁する

- (1) 登録料収入
- (2) 事業から生じる収入
- (3) 補助金、交付金収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(会計年度)

第22条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る

第7章 懲 罰

第23条 本協会は、加盟又は登録する団体（加盟チーム、各種連盟）又は個人（選手、監督、審判、役員、その他の関係者）に対し、本協会規約に反した場合もしくは団体または個人として相応しくない活動又は行為等があると認められた場合、日本サッカー協会基本規定第12章の定めに基づき、懲罰を科すことができる

第8章 補 則

（細 則）

第24条 本協会に登録する場合は必ず規定の登録料及び運営費、団体負担金を毎年度納入しなければならない
2. 登録料及び運営費、団体負担金は、次のとおりとする。

（円）

加盟登録団体	チーム登録料	運営費	団体負担金
第1種連盟	1,000	49,000	
第2種連盟	1,000	4,000	
第3種連盟（中体連）	1,000		10,000
第3種連盟（クラブユース）	1,000	19,000	
第4種連盟	1,000	19,000	
女子連盟	1,000	19,000	
シニア連盟、	1,000	19,000	
フットサル連盟	1,000	19,000	

第9章 規約改定

（規約改定）

第25条 規約改定は理事会において協議し、理事者定数の3分の2以上の同意を経て評議員会に諮り、出席者の3分の2以上の賛成を得て可決改定とする

川口市サッカー協会優秀団体及び特別団体表彰規定

川口市サッカー協会規約第2章第3条におけるスポーツ精神高揚のため、各団体において定められた成績を収めたことまたはこれに準ずる成績を収めたことを理事会に諮り、評議員会で決定し、優秀団体及び特別団体としてこれを表彰する

優秀団体表彰基準

第 1 種 連 盟	県1部リーグ3位入賞、県社会人大会2位以内入賞、県体育大会優勝
第 2 種 連 盟	県大会3位以内に入賞
第 3 種 連 盟	県大会3位以内に入賞
第 4 種 連 盟	県大会3位以内に入賞
女 子 連 盟	県大会3位以内に入賞
シ ニ ア 連 盟	県大会3位以内に入賞
フ ッ ト サ ル 連 盟	県大会3位以内に入賞

特別団体表彰基準

第 1 種 連 盟	県1部リーグ優勝、関東大会3位以内入賞、全国大会出場、国民体育大会出場
第 2 種 連 盟	県大会優勝、関東大会3位以内入賞、全国大会出場
第 3 種 連 盟	県大会優勝、関東大会3位以内入賞、全国大会出場
第 4 種 連 盟	県大会優勝、関東大会3位以内入賞、全国大会出場
女 子 連 盟	県大会優勝、関東大会3位以内入賞、全国大会出場
シ ニ ア 連 盟	県大会優勝、関東大会3位以内入賞、全国大会出場
フ ッ ト サ ル 連 盟	県大会優勝、関東大会3位以内入賞、全国大会出場

川口市サッカー協会登録要領

川口市サッカー協会規約第6条に規定される協会への加入の要件等について、本要領に規定する
ただし、同規約第5条に定める各統括連盟規定の基準はこれを遵守するものとする

(登録要件)

1. 加入を希望する団体は、毎年1月31日までに登録申請を行わなければならない
2. 登録に際しては次の条件を満たし申請しなければならない
 - (1) 活動する地域が川口市内であること
 - (2) 申請する団体の代表者が、団体設立時において川口市に在住していること
 - (3) 各年代、種別連盟の規定に則っていること
 - (4) 指導者資格については、(財)埼玉県サッカー協会の定めによる
 - (5) 審判員資格者(4級以上)の者が3名以上在籍していること
 - (6) ユニフォーム及び審判着等競技に参加するにふさわしい用品等を保有していること
 - (7) 川口市サッカー協会規約に同意し、本協会の運営に積極的に参加できる団体であること
 - (8) 川口市サッカー協会規約第 条に規定する登録料を遅滞なく納付することができること
3. 前項各号に規定する内容に不備又は虚偽の記載があった場合、申請を却下するものとする

(登録手続)

- (1) 登録の手続きは、本協会規定の様式をもって申請する
- (2) 登録申請説明会開催通知は、予め当協会に問い合わせのあった団体に通知する

附 則 本規約は、昭和58年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成元年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成13年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成17年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成19年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成20年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成22年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成23年4月1日から施行する

附 則 本規約は、平成29年4月1日から施行する

附 則 本規約は、令和5年4月1日から施行する